

外国人労働者の受入れについて



平成26年2月

法務省入国管理局

御議論いただく課題

第4次出入国管理基本計画で示された外国人労働者の受入れに関する方針をどのように発展させていくべきか。

第4次出入国管理基本計画(平成22年3月・法務省)

高度人材の受入れの推進

我が国での就労を目的とする外国人の受入れについて、専門的な知識、技術、技能を有する外国人(以下「専門的・技術的分野の外国人」という。)については、我が国の経済社会の活性化に資するとの観点から、積極的に受け入れることとしているが、この中でも特に高度の知識・技術等を有する高度人材は、我が国経済社会における新たな活力の創造、国際競争力の強化等に大きく寄与するものと考えられ、少子・高齢化に伴う人口減少社会の到来が本格化する中で、我が国が持続的な経済成長を成し遂げていくため、このような我が国社会に活力をもたらす高度人材の受入れを強力に推進していく必要がある。

経済社会状況の変化に対応した専門的・技術的分野の外国人の受入れの推進

我が国の経済社会状況の変化等に伴い、専門的・技術的分野の人材の新たな受入れニーズが発生した際には、当該ニーズを的確に把握し、現行の在留資格や上陸許可基準に該当しないものでも、専門的・技術的分野と評価できるものについては、我が国の労働市場や産業、国民生活に与える影響等を勘案しつつ、在留資格や上陸許可基準の見直し等を行い、受入れを進めていく。
国内外の経済情勢の変化等に迅速に対応する必要のある企業活動等を支援する観点等から、在留資格認定証明書交付申請その他諸申請における提出書類の簡素化、審査の迅速化措置についても、これを一層徹底していく。

EPAの運用状況を踏まえた我が国の国家資格を有する介護分野の外国人の受入れ

介護分野における外国人の受入れについては、現在、インドネシア及びフィリピンとの間の経済連携協定(EPA)に基づき、特例的に受入れが行われているが、経済連携協定で受け入れた外国人介護福祉士の就労状況や、この分野が国内人材の重点的な雇用創出分野と位置付けられていることも踏まえながら、我が国の大学等を卒業し、介護福祉士等の一定の国家資格を取得した外国人の受入れの可否について、検討を進めていくこととする。

人口減少時代における外国人の受入れの在り方

人口減少時代への対応については、出生率の向上に取り組むほか、生産性の向上、若者、女性や高齢者など潜在的な労働力の活用等の施策に取り組むことが重要である。他方で、これらの取組によっても対応が困難、不十分な部分がある場合に、それに対処する外国人の受入れはどのようにあるべきか、我が国の産業、治安、労働市場への影響等国民生活全体に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえつつ、我が国のあるべき将来像と併せ、幅広く検討・議論していく必要がある。

(注：・は第4次出入国管理基本計画からの抜粋)

在留資格

我が国に入国・在留する外国人は、原則として、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のいずれかをもって在留することとされている。在留資格は、次のように大別できる。

活動資格(我が国で行う活動に着目して分類された在留資格)

居住資格(身分や地位に着目して分類された在留資格)

上記の活動資格は、就労活動ができるものとできないものに分類できる。

(注) の活動資格について、在留資格により許可された活動以外の就労活動を行うことを希望する場合、資格外活動許可を受ける必要がある。

在留資格

活動資格

・就労可: 「外交」、「公用」、

「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」

(注) 「技能実習」の在留資格は「留学」や「研修」と同様に「学ぶこと」を目的とするものであるが、技能等修得活動は、雇用契約に基づいて行われ労働関係法令の適用を受ける。

・就労不可: 「文化活動」、「短期滞在」、「留学」、「研修」、「家族滞在」

・法務大臣が個々に指定する範囲で就労可: 「特定活動」

(注) 「特定活動」で就労を認めている活動類型

…ポイント制による高度人材としての活動、特定研究等活動・特定情報処理活動、経済連携協定(EPA)による看護師・介護福祉士(候補者を含む)としての活動、外交官等の家事使用人としての活動、ワーキングホリデーによる付随的就労活動、一定の報酬を受けて行うアマチュアスポーツの選手としての活動、外国弁護士による国際仲裁代理活動、インターンシップ(就労)活動、外国の学生が一定の報酬を受けて行うサマージョブ活動、外国の学生が一定の報酬を受けて行う国際文化交流活動など

青字は上陸基準省令の適用がある在留資格

いわゆる「専門的・技術的分野」の在留資格

就労には資格外活動許可が必要

居住資格

「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」

就労制限なし

上陸基準省令

上陸基準省令

別表第一の二の表及び四の表の下欄並びに五の表の下欄(口に係る部分に限る。)に掲げる活動を行おうとする者(上陸基準省令の適用を受ける在留資格)については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合することとされている(入管法第7条第1項第2号)。

法務大臣は、上陸基準省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとされている(入管法第7条第3項)。

上陸基準省令の適用を受ける在留資格

いわゆる「専門的・技術的分野」の在留資格では、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」以外のものに上陸基準省令の適用がある。

「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」、「技能実習」、「留学」、「研修」、「家族滞在」、「特定活動(高度情報処理活動)」

上陸基準省令に掲げられている主な要件

一定の学歴(大卒等)：

「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「特定活動(高度情報処理活動)」など

一定の職歴(実務経験10年等)：

「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「技能」、「特定活動(高度情報処理活動)」など

「技術」に関して、法務大臣が告示で定める一定の情報処理技術資格等を有している場合、は不要となる。

日本の国家資格(弁護士、医師等)：

「法律・会計業務」、「医療」

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬：

「投資・経営」、「研究」、「医療」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」、「技能実習」、「特定活動(高度情報処理活動)」

一定の事業規模

(当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のもの)：「投資・経営」

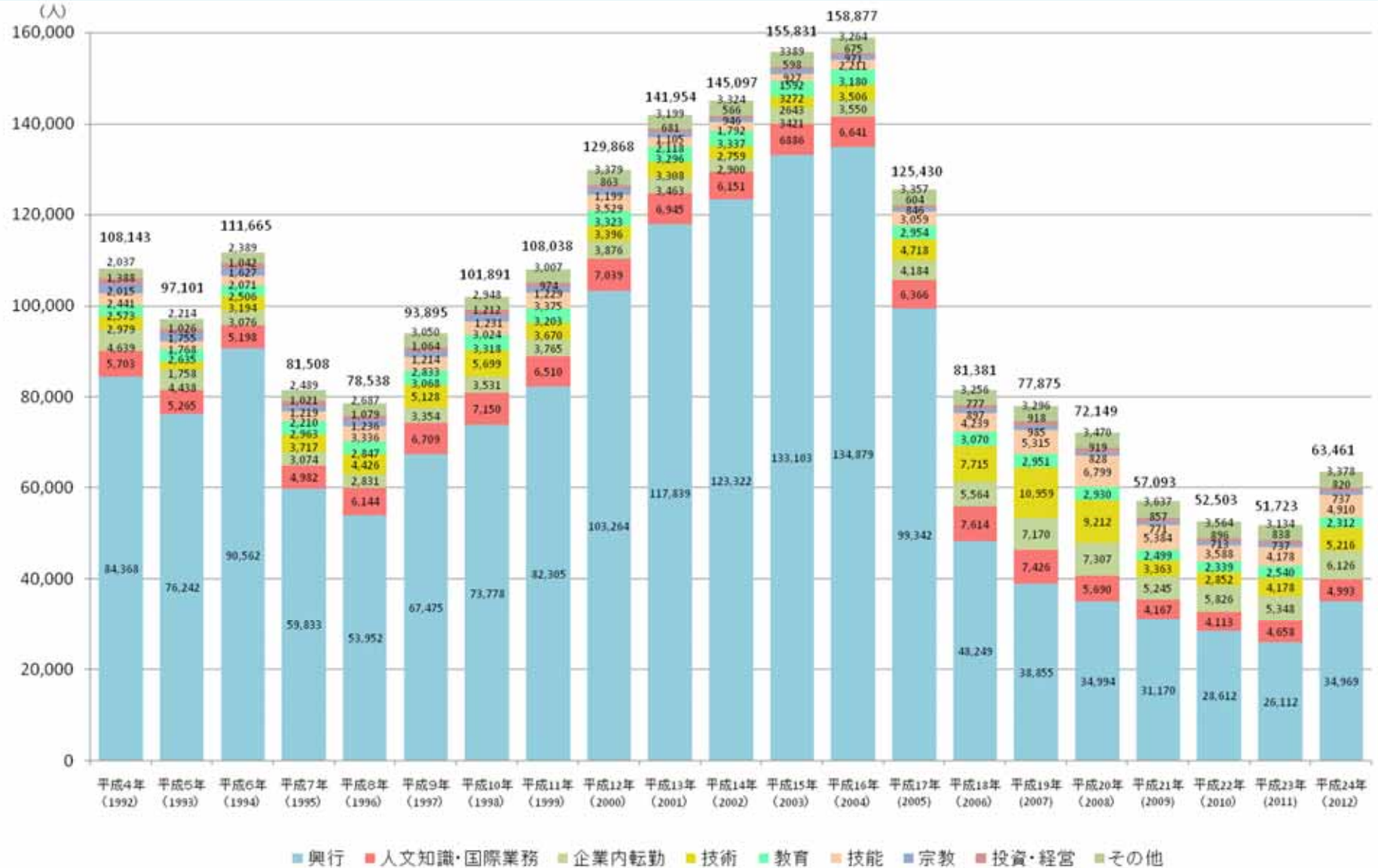
海外企業での継続勤務年数

(原則として、申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店等で、本邦で行おうとする「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」のいずれかに相当する業務に従事している期間が継続して1年以上あること)：「研究」、「企業内転勤」

就労目的の在留資格に係る新規入国者数の推移

専門的・技術的分野における在留資格の新規入国者数は、近年、減少傾向が続いていたが、平成24年は増加に転じ、約6万3,000人（前年比約11,700人、22.7%増）となっている。

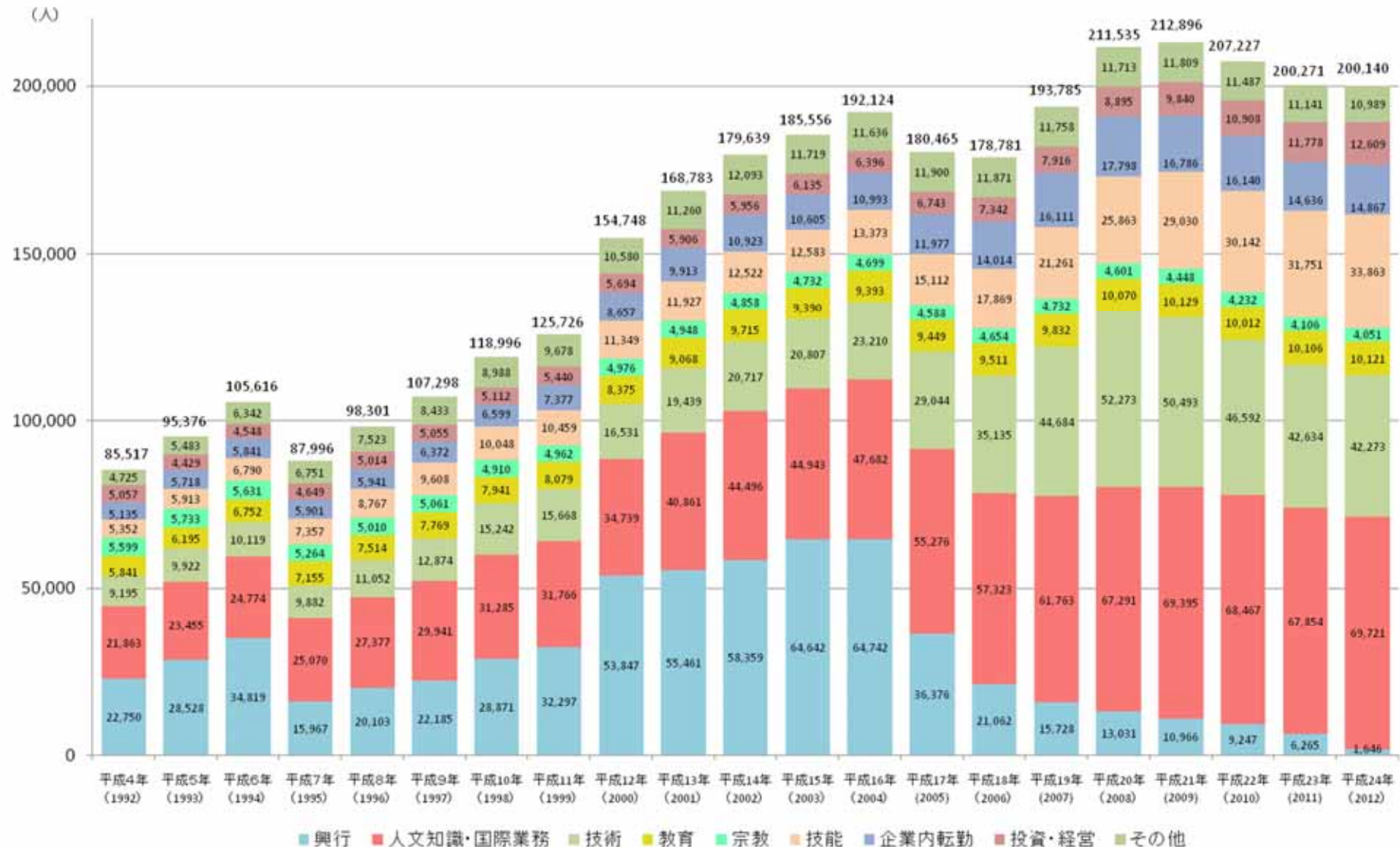
平成17年以降に大幅な減少が見られるのは、平成17年及び平成18年の「興行」の上陸基準省令の見直しが行われたことなどが要因として考えられる。



(注)「その他」は在留資格「教授」、「芸術」、「報道」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」の人数を合算したものである。

就労目的の在留資格に係る在留外国人数の推移

近年、専門的・技術的分野の在留資格の在留外国人は約20万人で推移している。
「人文知識・国際業務」及び「技術」の在留資格が全体の半数以上を占めている。

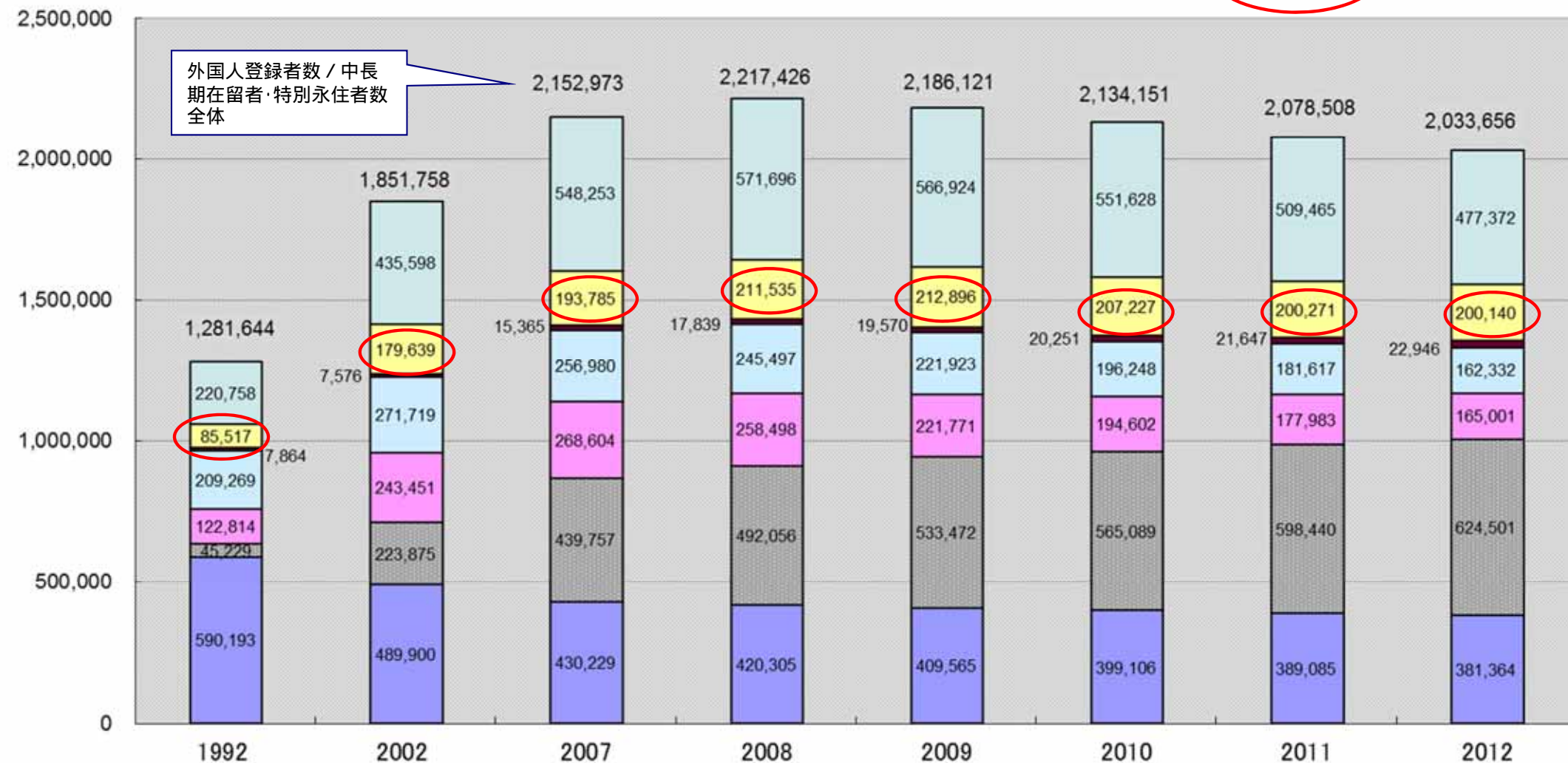


(注1) 本統計は、各年末現在の数値である。
 (注2) 平成23年までは外国人登録者数、24年は在留外国人数である。
 (注3) 「その他」は在留資格「教授」、「芸術」、「報道」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」の人数を合算したものである。

在留外国人全体に占める就労目的の在留資格(就労資格)の在留外国人数の推移

近年, 在留外国人全体に占める就労資格の在留外国人数の割合は, 約1割程度となっている。

(単位:人)



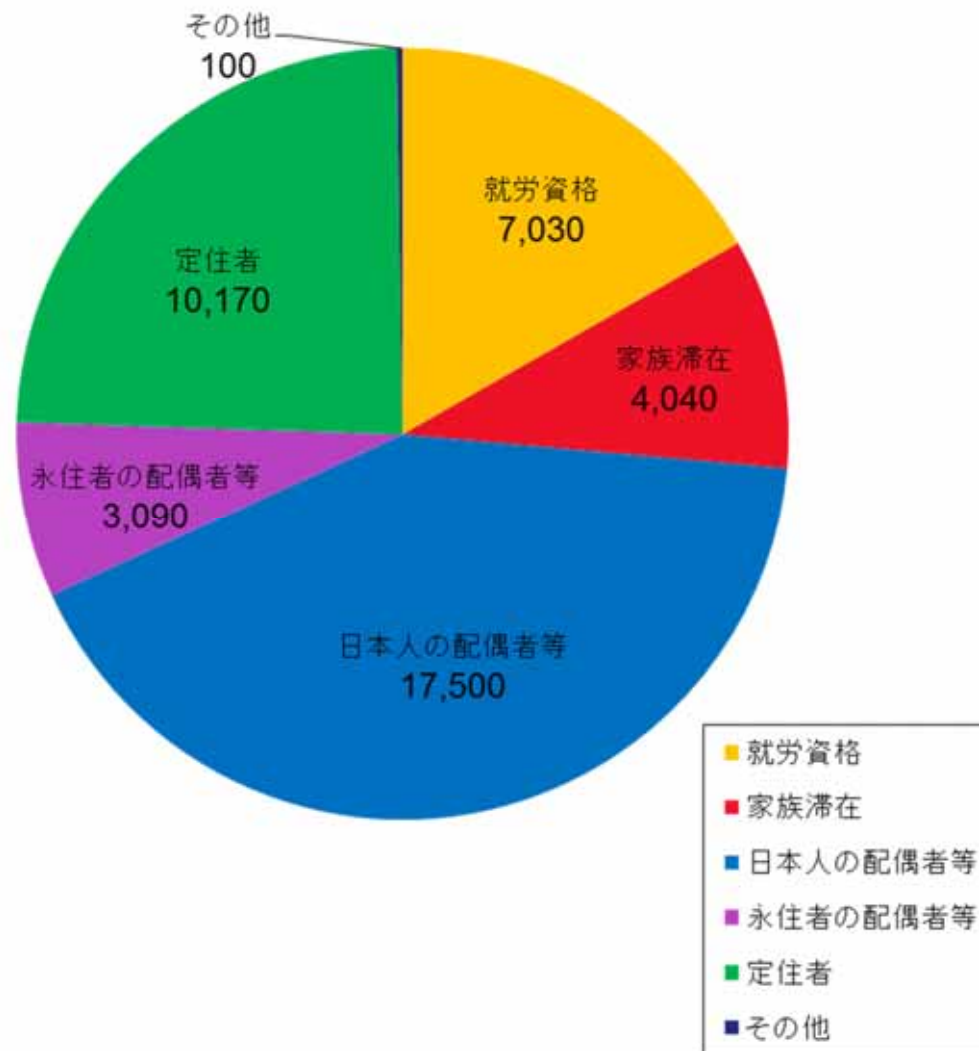
(注1) 各年12月末現在の数値である。

(注2) 2011年までは外国人登録者数, 2012年は在留外国人数である。

平成25年中に永住許可された者に係る許可前の在留資格別内訳

平成25年中に永住許可(出生によるものを除く)された約42,000人中,許可前の在留資格が「日本人の配偶者等」,「定住者」,「永住者の配偶者等」の居住資格であった者が約31,000人で,全体の約73%を占めている。永住許可前の在留資格が就労資格であった者は,約7,000人と,全体の約17%となっている。

	在留資格	人数
就労資格	人文知識・国際業務	3,670
	技術	1,930
	技能	480
	投資・経営	340
	教授	280
	教育	100
	その他の就労資格	230
	家族滞在	4,040
居住資格	日本人の配偶者等	17,500
	永住者の配偶者等	3,090
	定住者	10,170
	その他	100



(注)表及び図の各項目における数値は,当局保管の電算記録から抽出した概数である。(平成26年1月現在)(概数版)

外国人労働者受入れに関する最近の取組

高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度の導入

【制度の導入状況について】

- ・平成24年5月7日 制度の導入
- ・平成25年5月20日 「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果(報告)」(第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会)
- ・平成25年6月14日 「日本再興戦略」(閣議決定)
- ・平成25年12月17日 改正法務省告示の公布
- ・平成25年12月24日 制度見直し後の新たな制度を開始(改正法務省告示の施行)

【これまでに措置した見直しの概要について】

- | | |
|---|-----------------------------------|
| ・高度人材の認定要件の緩和 | ・優遇措置の見直し |
| 最低限必要となる年収の額を引き下げる等の年収要件の見直し | 家事使用人や親の帯同に必要な年収要件の引下げ |
| 日本での留学経験や日本語能力に関するポイントの加算 | 養子の養育目的での親の帯同や、養親の帯同についても認める等の見直し |
| 外国の資格等の評価項目への追加 | |
| 高度人材の受入れ基盤を拡大する観点から行う一定の中小企業を対象とするポイントの加算等の要件緩和 | |

【法改正により措置することを予定している見直しの概要について】

現在、「特定活動」の在留資格を付与することとされている高度外国人材を対象とする新たな在留資格を創設するとともに、当該在留資格をもって一定期間在留した高度外国人材を対象とする別の在留資格を創設し、当該在留資格を付与された外国人について、活動の制限を大幅に緩和し、かつ、在留期間を無期限とすること等を内容とする制度を導入するための出入国管理及び難民認定法の改正法案を平成26年の通常国会に提出予定

【制度の実施状況について】

平成25年12月末現在における高度人材の認定件数(概数)は以下のとおり。

合計 - 866件(高度学術研究活動 - 131件, 高度専門・技術活動 - 684件, 高度経営・管理活動 - 51件)

外国人労働者受入れに関する最近の取組

その他の取組

在留資格「研究」の上陸基準省令の見直し

平成21年3月31日、企業内転勤の形態で、本邦の事業所において在留資格「研究」の活動に従事しようとする外国人について、申請に係る転勤の直前に外国の事業所において1年以上継続して入管法別表第1の2の表の研究の項の下欄に掲げる業務に従事している場合には、「研究」で入国するための基準であった「大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた後、従事しようとする研究分野において修士の学位若しくは3年以上の研究の経験を有すること、又は、従事しようとする研究分野において10年以上の研究の経験を有すること」を要しないこととする上陸基準省令の一部改正を行った(平成21年7月1日施行)。

在留資格「企業内転勤」等の上陸基準省令の見直し

平成22年3月31日、それまで、「企業内転勤」については、我が国に入国する直近1年間に、我が国にある公私の機関の外国にある本店、支店等への勤務歴のあることが基準となっていたところ、勤務歴に、直近1年間に我が国にある当該公私の機関に勤務していた期間を含むこととする上陸基準省令の一部改正を行った。併せて、企業内転勤の形態での受入れに関し同様の基準が設けられている「研究」についても同様の措置を講ずる上陸基準省令の一部改正を行った(平成22年7月1日施行)。

一定の規模等を有する企業等に就職する外国人についての提出資料の大幅な簡素化等

平成21年9月、上場企業等一定の規模等を有する企業等に就職する外国人については、申請書のみ提出を求め、提出資料の大幅な簡素化を図るとともに、在留資格認定証明書交付申請については、申請受理日から10日程度をめどとして迅速に処理することとした。

在留資格「医療」の上陸基準省令の見直し

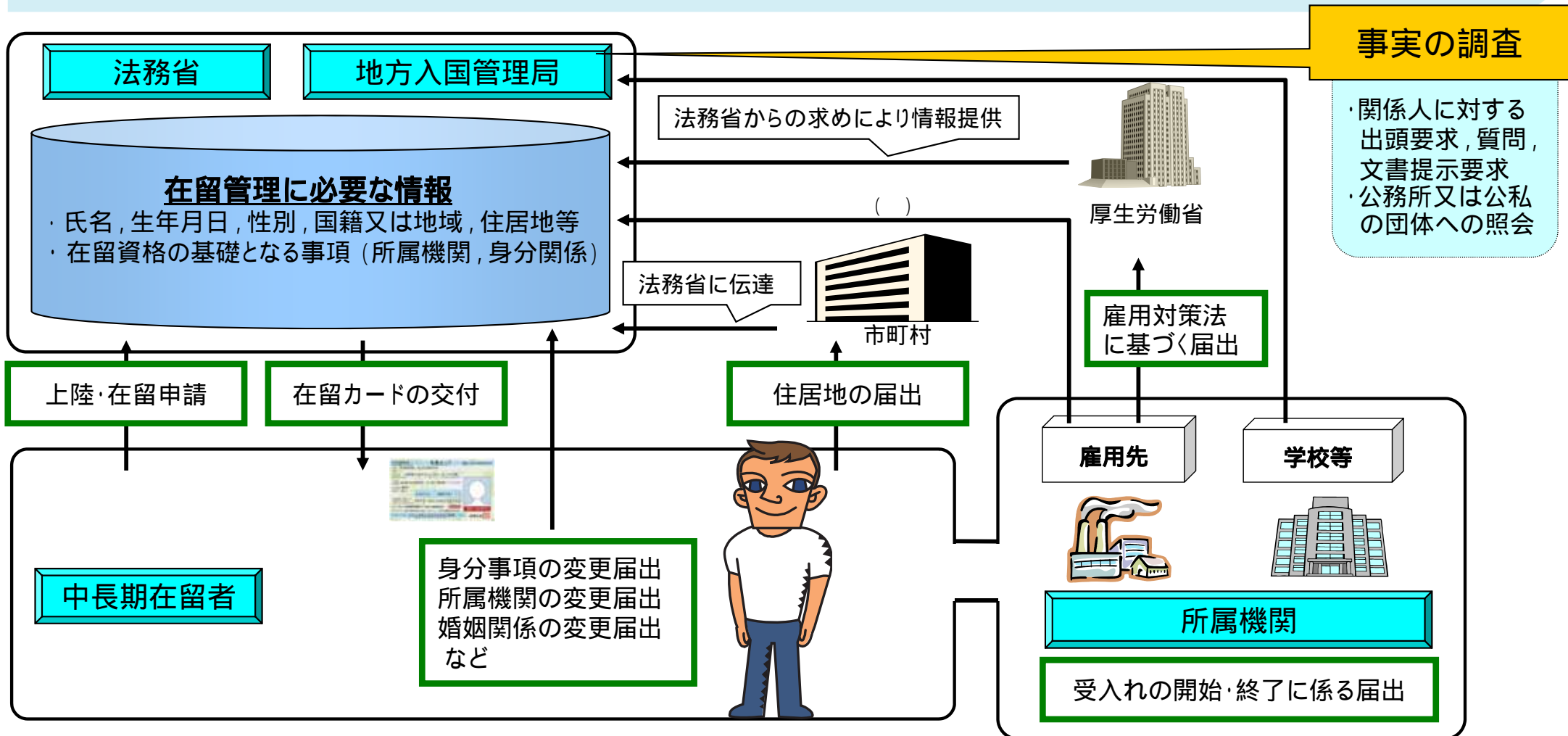
平成22年11月30日、我が国の国家資格を有する外国人歯科医師、看護師等の就労年数(歯科医師:本邦において免許を受けた後6年以内、保健師・助産師:本邦において免許を受けた後4年以内、看護師:本邦において免許を受けた後7年以内)等に係る制限を撤廃することを内容とする上陸基準省令の一部改正を行った(同日施行)。

「専門士」の称号を付与された専門学校卒業生の就労を目的とする在留資格に係る上陸基準省令の見直し

平成23年7月1日、専門学校を卒業し、「専門士」の称号を付与された外国人が、在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」等で上陸許可を受けることができるよう、上陸基準省令の一部改正を行った(同日施行)。

中長期在留者の在留管理

我が国に中長期間在留する外国人の在留管理に必要な情報を法務大臣が一元的に把握
 適法に在留する外国人の利便性を向上(在留期間の3年から5年への上限伸張, みなし再入国許可の導入)
 中長期在留者に対して, 住居地, 身分事項, 所属機関及び婚姻関係に係る届出を義務化
 在留資格に該当する活動を3か月以上行わない等の事実が判明したときは在留資格の取消しが可能



() 雇用対策法に基づく届出が行われる場合には, 出入国管理及び難民認定法に基づく届出は不要。

入管法改正により今後措置する予定のもの

高度人材外国人の受入れの促進

現在、「特定活動」の在留資格を付与することとされている高度外国人材を対象とする新たな在留資格を創設するとともに、当該在留資格をもって一定期間在留した高度外国人材を対象とする別の在留資格を創設し、当該在留資格を付与された外国人について、活動の制限を大幅に緩和し、かつ、在留期間を無期限とすること等を内容とする制度を導入

在留資格「投資・経営」に係る改正

企業の経営・管理活動に従事する外国人の受入れを促進するため、現在、外資系企業における経営・管理活動に限られている「投資・経営」に、日系企業における経営・管理活動を追加

在留資格「技術」・「人文知識・国際業務」の一本化

専門的・技術的分野における外国人の受入れに関する企業等のニーズに柔軟に対応するため、業務に要する知識等の学術的な区分(文系・理系)に基づく「人文知識・国際業務」と「技術」の区分を廃止し、包括的な在留資格を創設

外国人労働者受入れに関する提案

内閣府「規制改革ホットライン」に寄せられた主な提案(平成25年3月22日～11月30日受付分)

「総合職」に適した在留資格の創設(提案主体:(一社)日本経済団体連合会)

「企業における専門的・技術的分野の外国人社員の活動を幅広く認めるための在留資格上の措置」として、所謂「総合職」に適した在留資格を創設すべきである。

調理師養成施設を卒業する留学生の調理業務への従事に係る要望(提案主体:公益社団法人全国調理師養成施設協会)

調理師養成施設を卒業し、調理師免許を取得した留学生が本邦の公私の機関との契約に基づいて報酬を受けて調理業務に従事することが可能となるよう、出入国管理及び難民認定法の規定による在留資格において調理業務の位置づけを明確にすることを要望する。

日本に住所を有しない外国人が、外国企業の子会社又は支店を日本に設立する場合の規制の緩和(提案主体:日本進出または日本進出を検討している複数の外国企業等)

外国企業が日本に子会社又は支店を設立し、当該子会社又は支店の代表者として本国から外国人を派遣するケースにおいて、会社設立及び就労ビザの取得に関し、(中略)日本に住所を有しない外国人のみを代表者とする会社登記を可能とすることや、就労ビザの申請者のうち新たに会社を設立する場合は登記事項証明書を事後提出とすること、新会社設立用のビザを新設する等の措置をお願いしたい。

入国管理について(提案主体:民間団体)

日本への熟練労働者の入国を促進するため、入管政策をさらに改めることを望む。

多くのビザのカテゴリーは、学位がない場合、「業界」での10年以上の実務経験を義務付けている。こうした政策は、往々5年未満で十分な経験を積みうる熟練労働者が、日本を避け、それほど要件が厳しくない他の先進国や途上国を目指す要因となる。

就労許可について(提案主体:民間団体)

多国籍企業が日本勤務ポストに最良の人材を誘致できるよう、配偶者ビザ保有者に就労許可を自動的に交付することを提案する。

外国人の在留資格の緩和(提案主体:(一社)日本フランチャイズチェーン協会)

現状では外国人労働者が働くことが認められていない、小売店での労働を認めてもらいたい。現在の外国人の在留資格は27種類あるが、就労活動は一部の高度な業務以外は認められていない。例えば、留学の在留資格で店員としてアルバイトをしている外国人が優秀なので、卒業後も継続して勤務してもらいたくても在留資格がないため、就労が認められない。

外国人を雇用するための在留資格変更許可審査の迅速化(提案主体:日本商工会議所)

中小企業が国際展開するため、グローバル人材として採用した外国人留学生在が、在留資格の変更手続きに時間を要し、予定の入社日に間に合わないなど支障が生じるケースがあるため、審査の迅速化を図ること。

在留カードの変更(提案主体:民間団体)

地方支分部局の設置場所が限られていることに起因する、地方支分部局に定期的に出向く不便さを認識し、「在留カード」の詳細の変更をオンラインおよび郵送で行える申請制度を実施すべきである。

外国人労働者受入れに関する提案

その他民間団体から寄せられた提案

大阪商工会議所(平成25年6月「平成26年度中小企業対策に関する要望～成長の担い手たる中小企業の活力増進へ政策の集中投入を～」)

在留資格認定証明書交付手続きの迅速化

日本の大学等を卒業した外国人留学生を採用する場合、留学の在留資格から就労資格の取得手続きに最低1カ月を要する。また、企業とりわけ中小企業の海外展開においては社内の海外人材不足から「現地化」が最大のテーマとなっている。しかしながら海外現地法人等の外国籍従業員を日本で受け入れる際のビザ取得には、在留資格認定証明書の取得に長期間を要し、業務遂行の妨げとなっている。不法入国者の取り締まり強化は理解できるが、一方で適正な受け入れを行っている企業については手続きを迅速化・簡素化されたい。

関西経済同友会(平成25年5月「定住外国人の受入れ促進で、日本の再活性化を～いま求められる外国人庁の設置～」)

永住権付与条件の緩和

グローバル人材として採用した外国人を、海外現法への転勤出向の際、帰国後同一企業に勤務することを条件に、日本での居留期間を通算できるようにする。グローバル人材としての留学生の採用、企業内での機動的な人材配置が可能となる。

留学生の採用時の在留資格条件の緩和

留学時の専門と直接関係のない業種での就労についても、在留資格発給条件の緩和を検討する必要がある。特にサービス業での外国人客の受入増加に対応して、外国人材採用ニーズが大きく、企業・外国人双方にとってメリットがある。

就労可能な在留資格の種類を増加検討

生産人口減少に対応し、現状の就労条件を拡大し、一部の労働人口の老齢化と人手不足が深刻な農業、林業、水産業などの業種への就労を可能とする。

資格の検討

資格要件を条件としている職種については、相手国で同様の資格を持っている場合の相互認定や、不要な資格条件の撤廃など、過度な規制を改める。

「技能実習制度」改善策の検討

「技能実習制度」は、送り手国の給与水準の向上により今後派遣者の確保が困難になると予想され、また、その就労条件の悪さから種々の問題が指摘されており、就労条件の改善と給与水準の引き上げなどを条件に、直接就労を認めるなどの改善が必要。

入国管理局と企業との連絡手段の充実

入国管理局が、外国人採用企業に対し、入国管理制度の変更などの情報を提供するルートの拡充が必要。

日本労働組合総連合会(2014～2015年度-2013年7月～2015年6月-「政策・制度 要求と提言」)

雇用の安定と公正労働条件の確保

真に高度な専門的知識・技術を持った外国人労働者の受け入れは国際競争力の強化に資するものだが、単純労働者の受け入れなど外国人労働者の受け入れ範囲の安易な拡大は、国内の労働者との競合・代替が生ずるおそれや低賃金労働者を生み出す懸念がある。また、日本語教育など、受け入れ時だけでなく定住に至った後も含めた社会統合にかかる財政負担のあり方を含め国民的な合意が必要である。

経済連携協定に基づく受入れの枠組

候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定(EPA)に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである(平成25年度までに累計1,869人が入国)。

要件

インドネシア(平成20年度～)

(看護)インドネシアの看護師資格+実務経験2年
(介護)「高等教育機関(3年以上)卒業+インドネシア政府による介護士認定」又は「インドネシアの看護学校(3年以上)卒業」

フィリピン(平成21年度～)

(看護)フィリピンの看護師資格+実務経験3年
(介護)「4年制大学卒業+フィリピン政府による介護士認定」又は「フィリピンの看護学校(学士)(4年)卒業」

ベトナム

(看護)3年制又は4年制の看護課程修了+ベトナムの看護師資格+実務経験2年
(介護)3年制又は4年制の看護課程修了

平成26年度
新規受入れ開始

訪日前日本語研修(12か月)

日本語能力試験
N3以上のみ

マッチング

訪日前日本語研修(6か月)

平成26年度
受入れから
新規要件化

日本語能力試験
N5程度以上のみ

入国【特定活動】(在留期間上限:看護3年 介護4年)

訪日後日本語等研修(6か月)【特定活動】

訪日後日本語等研修(約2.5か月)【特定活動】

受入れ施設(病院・介護施設)で雇用契約に基づき就労・研修【特定活動】

合格

国家試験の受験(看護3回、介護1回)

不合格

引き続き就労可能【特定活動】
(在留期間の更新回数に制限なし)

帰国(在留資格「短期滞在」で国家試験の受験可能)

【 】内は在留資格を示す。

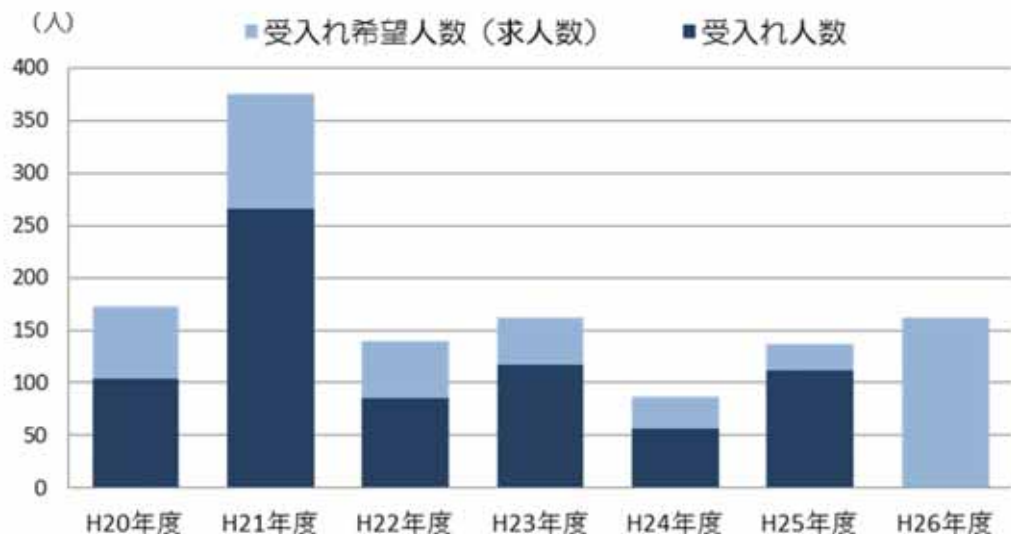
日本語能力試験N2以上の候補者は太枠の日本語研修を免除。

フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある(フィリピンは平成23年度より受入れ実績なし)。

受入れ人数等の推移

受入れ希望人数(求人数)及び受入れ人数(入国者数)は近年増加している(累計受入れ人数は1,869人)。

看護師候補者



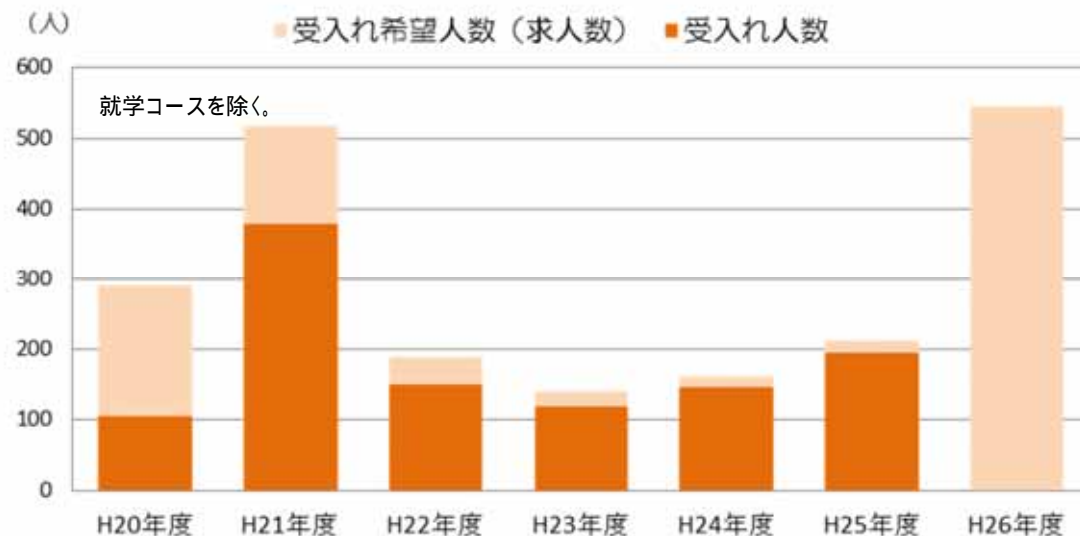
↑
フィリピン
受入れ開始

↑
ベトナム
受入れ開始

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
インドネシア	受入れ希望人数	173	235	62	62	44	59	56
	受入れ人数	104	173	39	47	29	48	-
フィリピン	受入れ希望人数	-	141	77	100	43	78	49
	受入れ人数	-	93	46	70	28	64	-
ベトナム	受入れ希望人数	-	-	-	-	-	-	57
	受入れ人数	-	-	-	-	-	-	-
受入れ希望人数合計		173	376	139	162	87	137	162
受入れ人数合計		104	266	85	117	57	112	-

国内労働市場への影響を考慮して設定された受入れ最大人数は各国200人/年(平成20、21年度は2年で400人)。

介護福祉士候補者



就学コースを除く。

↑
フィリピン
受入れ開始

↑
ベトナム
受入れ開始

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
インドネシア	受入れ希望人数	291	232	87	67	78	115	154
	受入れ人数	104	189	77	58	72	108	-
フィリピン	受入れ希望人数	-	288	102	73	84	98	152
	受入れ人数	-	190	72	61	73	87	-
ベトナム	受入れ希望人数	-	-	-	-	-	-	241
	受入れ人数	-	-	-	-	-	-	-
受入れ希望人数合計		291	520	189	140	162	213	547
受入れ人数合計		104	379	149	119	145	195	-

1 国内労働市場への影響を考慮して設定された受入れ最大人数は各国300人/年(平成20、21年度は2年で600人)。

2 上記の他、就学コース(フィリピン)を受入れ(H21年度27名、H22年度10名、平成23年度以降は送出しが行われていない。)

国家試験合格者・合格率の推移

看護師国家試験に、平成21年度3名、22年度16名、23年度47名、24年度30名（計96名）が合格。
介護福祉士国家試験に、平成23年度36名、24年度128名（計164名）が合格。

受験年度	看護師国家試験									介護福祉士国家試験								
	インドネシア			フィリピン			合計			インドネシア			フィリピン			合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成20年度	82	0	0.0%	-	-	-	82	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成21年度	195	2	1.0%	59	1	1.7%	254	3	1.2%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成22年度	285	15	5.3%	113	1	0.9%	398	16	4.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成23年度	257	34	13.2%	158	13	8.2%	415	47	11.3%	94	35	37.2%	1	1	100%	95	36	37.9%
平成24年度	173	20	11.6%	138	10	7.2%	311	30	9.6%	184	86	46.7%	138	42	30.4%	322	128	39.8%

なお、滞在延長年度の国家試験が終了した各陣について、入国者数等と合格者数の比較は下記のとおり。

			入国者数等 (1)	合格者数 (2)	/ (%)
看護	平成20年度入国	インドネシア	104	24	23.1
	平成21年度入国	インドネシア	173	38	22.0
	平成21年度入国	フィリピン	93	15	16.1
		計	370	77	20.8
介護	平成20年度入国	インドネシア	94	45	47.9

1 看護については入国者数。介護については、国家試験受験までに3年の実務経験を要することから、入国4年目まで就労を続け、国家試験の受験資格を得て、受験した者の数。

2 合格年度を問わない。

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年十月四日政令第三百十九号）

（入国審査官の審査）

第七条 入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号（第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者については、第一号及び第四号）に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 （略）

二 申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動（二の表の技能実習の項の下欄第二号に掲げる活動を除き、五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動については、法務大臣があらかじめ告示をもつて定める活動に限る。）又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位（永住者の項の下欄に掲げる地位を除き、定住者の項の下欄に掲げる地位については法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに限る。）を有する者としての活動のいずれかに該当し、かつ、別表第一の二の表及び四の表の下欄並びに五の表の下欄（口に係る部分に限る。）に掲げる活動を行おうとする者については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合すること。

第9次雇用対策基本計画（抄）（平成11年8月13日閣議決定）

経済社会のグローバル化に伴い、我が国の企業、研究機関等においては、世界で通用する専門知識、技術等を有し、異なる教育、文化等を背景とした発想が期待できる専門的、技術的分野の外国人労働者に対するニーズが一層高まっている。このような状況の中で、我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進する。

…（中略）…なお、いわゆる単純労働者の受入れについては、国内の労働市場にかかわる問題を始めとして日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、送出国や外国人労働者本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠である。

また、単に少子・高齢化に伴う労働力不足への対応として外国人労働者の受入れを考えることは適当でなく、まず高齢者、女性等が活躍できるような雇用環境の改善、省力化、効率化、雇用管理の改善等を推進していくことが重要である。

（注）雇用対策法に基づく第9次雇用対策基本計画は、策定から10年間程度を計画期間としていたところ、平成19年の雇用対策法改正において基本計画の根拠規定が削除されたことから、新たな雇用対策基本計画が策定されることはなくなっている。

「成長戦略進化のための今後の検討方針」（抄）（平成26年1月20日産業競争力会議）

1. 働く人と企業にとって世界トップレベルの活動しやすい環境の実現

2. 日本社会の内なるグローバル化

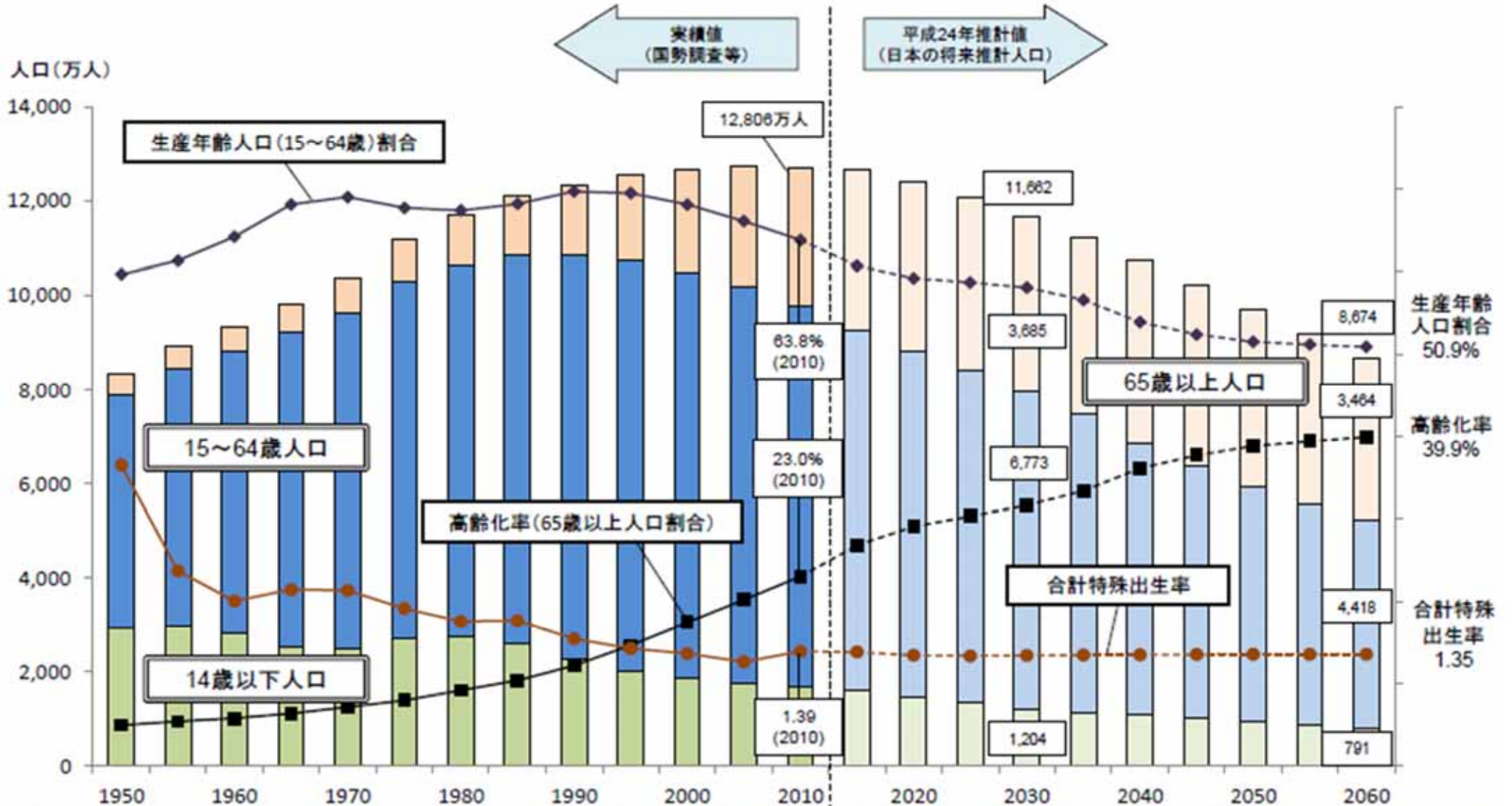
外国人受入環境の整備・技能実習制度の見直し

外国人材受入のための司令塔を設置し、高度人材の受入れはもとより、労働人口の減少等を踏まえ、持続可能な経済成長を達成していくために必要な外国人材活用の在り方について、必要分野・人数等も見据えながら、国民的議論を進める。高度な外国人材が海外と同じような環境・条件で働くことができるようにするため、生活環境を整備するための制度改革を含む総合的な推進方策も検討する。

日本の人口の推移

参考2

○ 日本の人口は近年横ばいであり、人口減少局面を迎えている。2060年には総人口が9000万人を割り込み、高齢化率は40%近い水準になると推計されている。



(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口) 厚生労働省「人口動態統計」

諸外国の外国人労働力人口の関連統計

参考3

外国人労働力人口(ストック)

(外国人労働者)

(千人)

国	2007年	2008	2009	2010	2011
日本(注1)	339	486	563	650	686
ドイツ(注2)	3,874	3,893	3,289	-	-
フランス(注3)	1,485	1,561	1,540	-	-
イギリス(注4)	2,035	2,278	2,280	2,378	-
アメリカ(注5)	24,778	25,086	24,815	-	-
韓国(注6) (Incl. illegal)	425 (512)	497 (569)	505 (566)	509 (563)	542 (599)
シンガポール(注7)	832	1,012	1,044	1,089	1,157

(労働力人口総数に占める外国人労働力人口の割合)

(%)

国	2007年	2008	2009	2010	2011
日本	0.5	0.8	0.9	1.0	1.1
ドイツ	9.4	9.4	9.4	-	-
フランス	5.4	5.6	5.8	-	-
イギリス	6.8	7.3	7.3	7.6	-
アメリカ	16.3	16.4	16.2	-	-
韓国 (Incl. illegal)	1.8 (2.1)	2.0 (2.3)	2.1 (2.3)	2.1 (2.3)	2.2 (2.4)
シンガポール	30.7	34.5	34.7	34.7	35.7

資料出所

(注1) 各年10月末現在の外国人雇用届出状況(特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」を除く。)

(注2) 労働・社会省推計。

(注3) INSEEによる労働力調査に基づくOECDの推計値。

(注4) Office for National Statistics による各年の労働力調査に基づく推計値。

(注5) 外国人労働力人口が公表されていないため、参考値として「外国生まれの労働力人口」(在外自国民として出生した者を除く外国生まれの労働力人口)を掲載。外国人労働力人口の割合の欄には、「外国生まれ労働力人口割合」を掲載。米国の労働力人口を基にOECDにて推計。

(注6) 登録外国人労働者数(就労査証所持者及び産業研修生の合計)。()内の数値は、不法残留者を含む。

資料出所: 韓国法務部「出入国管理統計年報」

(注7) 外国人労働力人口には、永住権を保有する者は含まれない。

資料出所: Ministry of Manpower, Comprehensive Labour Force Survey

(出典: 独立行政法人 労働政策研究・研修機構)

外国人人口(ストック)

国	外国人人口 (単位:千人)	外国人人口割 合(%)	資料出所
ドイツ	6,695	8.2	【2010年現在】人口登録による外国人総数(Statistisches Bundesamt)
フランス	3,603	6.0	【2008年現在】海外県を除くフランス本土の外国人総数(IINSEE)
イギリス	4,348	7.0	【2009年現在】労働力調査による推計値(外国人居住登録者数)(UK Home Office)
アメリカ	21,274	6.9	【2009年現在】外国生まれの外国籍保有者数で、 <i>Current Population Survey</i> による補完推計値(US. Consensus Bureau, OECD International Migration Database)
韓国	871	1.8	【2010年現在】90日以上滞在し、外国人登録をした者の数(法務部)
日本	2,033	1.6	【2012年現在】90日以上滞在し、外国人登録をした者の数(法務省入国管理局、総人口については総務省統計局)